

志學館大学公正な研究推進要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、科学研究費補助金取扱規程、独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領及び研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づき、志學館大学（以下「本学」という。）における、倫理的に適正な研究の推進及び文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした補助金その他の研究費（以下「公的研究費」という。）の適正な使用の推進に関する包括的方針として、公正な研究を推進するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 研究者とは、本学に所属する教員、学生その他本学において研究に従事する者及び研究を補助する者をいう。

2 研究支援者とは、本学において研究費事務の運営・管理等の研究活動の支援等に携わるすべての構成員をいう。

第2章 公正な研究を推進する体制の整備

(大学の責務)

第3条 本学の研究者、研究支援者その他の構成員は、本学の基本理念及び使命に則り、高い倫理意識を持って研究を適正に遂行し、公的研究費を適正に使用し、もって社会に貢献する。

2 前項の責務を達成するため、すべての構成員が、研究活動が倫理的に実施されること及び公的研究費が適正に運用管理されることの重要性を理解し、実践するよう、「志學館大学研究者及び研究支援者の行動規範」を定める。

(学長の責務)

第4条 学長は、研究活動の倫理的実施及び公的研究費の適正使用に関する最高管理責任者として、本学全体を統括するリーダーシップを発揮するものとする。

2 学長は、本学における研究活動上の不正行為及び公的研究費の不正使用の防止のための基本方針をこの要項に策定し、関係する諸規程等とともに構成員に周知及び外部に公表し、また、研究上の不正行為又は研究費の不正使用のおそれがある場合への対応を統括する。

(事務局長の責務)

第5条 事務局長は、研究活動の倫理的実施及び公的研究費の適正使用に関する事務的業務の統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、当該事務的業務を統括する責任と権限を持つ。

2 事務局長は、前条第2項の基本方針に基づき、本学における研究活動上の不正行為及び公的研究費の不正使用の防止に必要な対策を実施し、実施状況を確認するとともに、学長にその状況を報告する。

(学部長及び研究科長の責務)

第6条 学部長及び研究科長(以下「学部長等」という。)は、学長の指示のもと、学部及び研究科(以下「学部等」という。)における研究活動の倫理的実施及び公的研究費の適正使用の推進責任者として、実務上の責任と権限を持つ。

2 学部長等は、自己の管理監督する学部等における、研究活動と公的研究費の使用等を検証し、必要に応じて改善を指導し、対策の実施状況を確認し、研究倫理研修及びコンプライアンス研修の受講状況を管理監督する。

(構成員の責務)

第7条 本学の研究者、研究支援者その他の構成員は、研究活動の倫理的実施及び公的研究費の不正使用防止の重要性を理解かつ実践し、これらを推進する環境を形成するよう努める。

2 本学の教員は、自ら研究倫理研修及びコンプライアンス研修を受講し誓約書を提出するとともに、学生の当該研修の受講及び誓約書の提出を指導する。

第3章 研究倫理の啓発と研究活動上の不正行為の防止及び発生時の対応

(研究倫理研修)

第8条 本学は、公正な研究活動を推進し、研究活動上の不正行為を予防するために、研究者及び研究支援者が研究活動に際して守るべき倫理に関する知識や技術を修得させる研修を実施し、研究者その他の構成員に受講させる。

2 前項の研修に関し必要な事項は、「志學館大学研究倫理研修実施要領」に定める。

(研究資料等の保管)

第9条 研究者は、研究活動の透明性を確保するために、研究資料等を定められた期間保存し、必要に応じて開示できるよう適切に保管・管理しなければならない。

2 保存すべき研究資料等と保存期間は、「志學館大学研究資料等保存要領」に定める。

(研究上の不正行為への対応)

第10条 本学は、研究活動上の不正行為の疑いがある事案が生じた場合には、適正かつ厳正に対応する。

2 前項の対応の手順は、「志學館大学研究活動上の不正行為への対応要領」に定める。

第4章 人を対象とした研究

(人を対象とする研究の倫理)

第11条 本学は、本学が大学院心理臨床学研究科を設置している事実と人を対象とした研究の社会的影響の大きさに鑑み、人を対象とする研究を遂行するにあたっての倫理的な指針を示す。

2 前項の指針は、「志學館大学大学院心理臨床学研究科人対象研究倫理ガイドライン」に定める。

(倫理的配慮に関する審査)

第12条 人を対象とする研究は、研究対象者への倫理的配慮の観点から、適正な遂行のために必要な事項について、審査を受けなければならない。

2 前項の審査に関し必要な事項は、「志學館大学人対象研究倫理委員会規程」に定める。

第5章 公的研究費の適正な運営・管理のための環境とコンプライアンス

(コンプライアンス研修)

第13条 本学は、公的研究費の不正使用防止の一環としてコンプライアンス研修を実施し、公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員に受講させる。

2 前項の研修に関し必要な事項は、「志學館公的研究費運営・管理のためのコンプライアンス研修実施要領」に定める。

(公的研究費に係る事務)

第14条 本学は、公的研究費の事務取扱を厳正に運営・管理する。

2 前項の事務取扱に関し必要な事項は、「志學館大学公的研究費事務取扱要領」に定める。

(不正使用発生時等の対応)

第15条 本学は、公的研究費（この条において、本学の一般研究費および特別研究費を含む。）の不正使用の疑いがある事案が生じた場合には、適切かつ厳正に対応する。

2 前項の対応の手順は、「志學館大学公的研究費不正使用への対応要領」に定める。

(不正使用防止に向けた環境整備と不正防止計画)

第16条 本学は、公的研究費の運営・管理の実態の点検及び不正使用発生要因の改善等を行う環境を整備することで、公的研究費の運営・管理に係る不正の発生を防止するための不正防止計画を策定する。

2 前項の不正防止計画は、「志學館大学公的研究費運営・管理体制の点検及び不正防止計画」に定める。

第6章 その他

(事務)

第17条 公正な研究推進に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、公正な研究の推進について必要な事項は、運営会議の議を経て学長が別に定める。

附 則

この指針は、平成19年10月31日から施行する。

附 則

この指針は、平成20年10月29日から施行する。

附 則

この指針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年1月17日から施行する。
- 2 この要綱施行以前に制定されていた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備等に係る志學館大学の取扱方針については、廃止する。